

# 証書貸付金申込書記入例①

## 証書貸付金借入申込書

一般社団法人 岩手県農林漁業団体役員連盟  
理事長 殿

下記のとおり借入したいので申し込みします。

記入日	○年○月○日	証書No	
分会名	〇〇〇〇組合		分会
分会コード	〇〇〇〇	分会	
会員番号	14050125	氏名	職連 太郎
おおよび		おおよび	
生年月日	S38年4月10日生(満58才)	生年月日	
申込金額	1,500,000円	うち月払総額	1,000,000円
		※①月払償還回数	60回払
		※②賞与払総額	500,000円
		賞与払償還回数	10回払
資金使途	<input checked="" type="checkbox"/> 生活資金 <input type="checkbox"/> 車輜資金(購入・整備等) <input type="checkbox"/> 住宅資金(増改築等) <input type="checkbox"/> 教育資金 <input type="checkbox"/> 教育資金(償還) ※添付書類(借入金(教育資金)使途証明書) <input type="checkbox"/> 災害資金(利率0.5%) ※添付書類(罹災証明書) <input type="checkbox"/> その他【 】		
勤続年数	30.2年	標準給与	1千円
年数	34ヶ月	借入限度額	2,700千円
前年度末(5月末)正会員積立金残高	1,350,872円	退職金代理受領委任状提出の有無	有
役職連借入残高の有無	無	残高(円)	180,000
証書No	S26999	特記事項	S26999を相殺
連帯保証人	岩手 花子	変更事項	
生年月日	S39年9月22日生(満57才)	変更事項	
既保証額	2件 120万円	変更事項	
送金日	基本は定期日実行となります(毎月20日締切・26日実行※休日の場合翌営業日) ※お急ぎの方は下記事項に記入してください。記入がない場合は定期日実行。 ※事務処理の都合上、希望通りにならない場合がございます。予めご了承ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 早期実行を希望する(6月10日頃までに)		
審査・処理	記入しないでください。		
貸付日	年	月	日

## 記入の方法

① 毎年9月1日現在で連盟へ報告している標準給与を記入します。

② 借入限度額は、標準給与×12か月(10万円未満切上)した金額を記入します。最高限度額は500万円

《計算》

220千円×12か月=2,640千円

(10万円未満切上)→限度額：2,700千円

③ 前年度5月末正会員積立金残高を記入します。これは、分会・本人へ毎年7月に送付している【正会員積立金残高通知書】で確認ができます。

④ 貸付限度額を借入する場合、または償還完了前に定年(任期)期日が到来する場合は【委任状】を添付します。

⑤ (新規借入額 + 既借入残高)が当該会員の前年度末(5月末)正会員積立金残高の範囲内か範囲を超えるかが基準となります。

- ・範囲内のときは、連帯保証人は不要
- ・範囲を超えるときは、次のとおり連帯保証人が必要(連盟会員とする)

新規借入額 200万円未満・・・1名

〃 200万円以上・・・2名

※保証限度額

当初貸付保証額 600万円以下

※同一世帯の連帯保証人は不可

⑥ 毎月20日締切・26日実行ですが、早期実行希望の方は、を記入し、実行希望時期を記入します。

⑦ 書替(相殺)借入をする場合は、相殺する貸付番号を記入します。

## 添付書類

貸付限度額を借入する場合、または償還完了前に定年(任期)期日が到来する場合は、委任状。

様式 No. 08-026 該当者全員

様式 No. 08-024 該当する岩手県共済会加入者

様式 No. 08-025 該当する常勤役員退任積立共済制度加入者

教育資金据置貸付の場合は、教育資金使途証明書(様式 No. 08-016)と入学証明書(在学証明書)。

災害貸付の場合は、罹災証明書。※必要に応じてその他書類を求めることがあります。

## 証書貸付金申込書記入例②

### 確 約 書

一般社団法人 岩手県農林漁業団体役員連盟  
理 事 長 殿


当団体の表記職員が今回貴連盟に対し借入申込をしましたが、借入後の償還については貴連盟の貸付規程および下記事項について代表者・分会長ともに順守履行することを確約いたします。

#### 記

1. 当団体が毎月借受人に支給する給与および賞与から割賦償還金および利息を徴収し納付すること。
2. 借受人が当団体を退職、または貴連盟を脱退するに至ったときは、当団体が支給すべき給与、退職金、その他の支給金から未払元利息を一括差引き納付すること。
3. 借受人および連帯保証人が償還未済のときは、完済の任を負うこと。

以 上

○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所	盛岡市菜園一丁目4番10号
団 体 名	〇〇〇〇組合
代 表 者	代表理事組合長 〇〇〇〇 

### 記入の方法

⑧ 決裁日を記入します。

⑨ 必要事項を記入し、必ず代表者印を押印してください。

⑩ 借入金額に応じて収入印紙を添付します。消印を押印してください。  
※収入印紙については、下記を参照。

⑪ 金額の訂正はできません（訂正印不可）

⑫ 利率 2.0%と記入します。  
※災害資金の場合は 0.5%

⑬ 日付は記入しないでください。貸付実行後に当連盟で記入します。



### 金銭消費貸借契約証書

一般社団法人 岩手県農林漁業団体役員連盟  
理 事 長 殿

(1)借入金額		借入金額	1,500,000 円	月払償還回数	60回払	月払総額	1,000,000円
(2)借入金の使途		生活資金					
(3)利		年	2.0%	その計算方法は貴連盟の所定の方法によることに同意する。			
(4)最終弁済期限		年	月	21 日			
(5)元金の返済および利息の支払方法	月 払 分	元 利 金 償 還 期 間	毎月均等割賦償還とする。貴連盟からの償還計画書に基づく額とする。第1回を貸付を受けた翌月の21日とし、最終弁済期限までとする。				
	賞 与 分	元 利 金 償 還 期 間	毎月均等割賦償還とする。貴連盟からの償還計画書に基づく額とする。年2回1月および7月の21日とし、第1回を貸付を受けた翌月から起算し、最初に到来する1月または7月の21日とする。				
(6)元利金の支払場所		一般社団法人 岩手県農林漁業団体役員連盟					

第1条（借入要領）  
借入者は、この約定および裏面記載の契約条件を承認のうえ、上記より金銭を借用し、これを受領しました。

第2条（保 証）  
① 連帯保証人は、借入者がこの約定によって負担する一切の債務について借入者と連帯して保証債務を負い、その履行については、この約定および裏面記載の契約条件に従います。  
② 連帯保証人は、借入者の貴連盟に対する正会員預金、その他の財産をもって担保はしません。  
③ 連帯保証人は、貴連盟が担保もしくは他の保証を要定、解除しても免責を主張しません。  
④ 連帯保証人は、第1項の保証債務を履行した場合、代位によって貴連盟から取得した権利は、借入者と貴連盟との取引関係中、貴連盟の同意がなければこれを行使しません。もし貴連盟の請求があれば、その権利または地位を貴連盟に無償で譲渡します。

第3条（担 保）  
貴連盟に現在差し入れている、もしくは将来差し入れる退職金代理受取委任状は、すべて、貴連盟に借入負担する一切の債務に先途に担保するものとします。

第4条（公正証書の作成義務）  
借入者および連帯保証人は、貴連盟の請求があるときは、直ちにこの約定による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するため、必要な手続をします。これに要した費用は、借入者または連帯保証人が負担します。

○ 年 月 日

借 務 者 分会名 〇〇〇〇組合 分会

住 所 盛岡市〇丁目〇番〇号 

氏 名 職達 太郎 

連 帯 保 証 人 住 所 岩手町〇丁目〇番〇号 

氏 名 岩手 花子 

連 帯 保 証 人 住 所 \_\_\_\_\_ 

氏 名 \_\_\_\_\_ 

※借務者および連帯保証人は必ず自署・捺印すること。

(スタンプ印不可)

印紙税法により

次のとおり収入印紙が必要となります。

1万円未満	非課税
10万円以下	200円
10万円超 50万円以下	400円
50万円超 100万円以下	1,000円
100万円超 500万円以下	2,000円